

四條畷市開発指導要綱フロー図

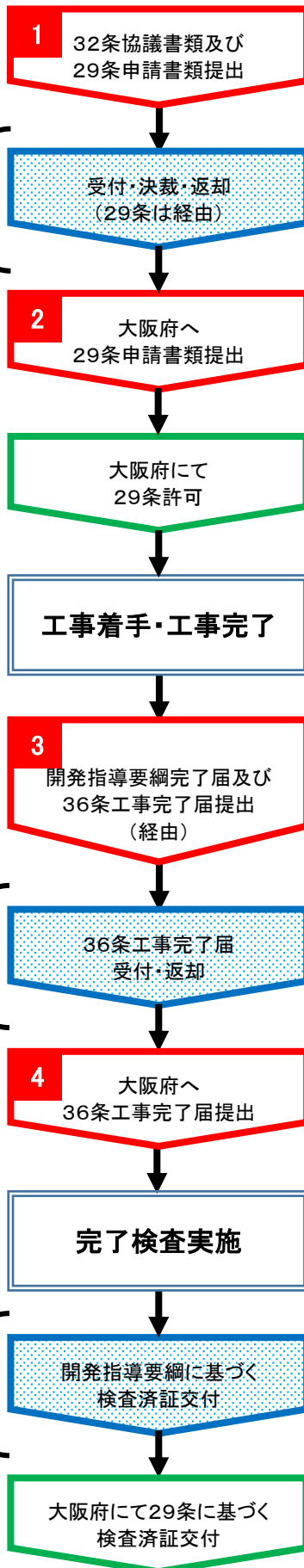
③都市計画法第32条協議・29条申請

目安処理期間
(市役所開庁日)

4日
～
5日

即日

4日
～
5日



注1) 事前協議の協定締結後に都市計画法第32条協議・29条申請の受付を始める

注2) 原則合議は、行わないが特に必要と認めた場合は、合議必要課に合議を回す場合がある
(合議が有る場合は、決裁期間も延びる事がある)

注3) その他完了届(福祉のまちづくり等)についても同時に提出すること

注4) 検査日時については、開発者が都市政策課と調整を行うこと

注5) 検査日時については、開発者が大阪府と協議を行うこと

注6) 帰属が有る場合、帰属必要書類提出後に検査済証及びその他の完了報告書を交付する